

仮設足場(仮囲い)・朝顔の道路占用申請に必要な書類等について

申請に必要な書類

- 1 道路占用許可申請書(第1号様式)
- 2 位置図(地図)
- 3 立面図・平面図・断面図
- 4 写真

その他(道路占用申請手続きの流れ等)

①道路占用許可申請書(第1号様式)の取得方法について

- ・申請書は、宮崎市ホームページで取得(ダウンロード)するか、用地管理課(総合支所建設課)で受取ることができます。

☆宮崎市ホームページからの申請書の取得方法

宮崎市ホームページ内で「道路占用許可申請について」を検索し、関係書類「第1号様式 道路占用許可申請・協議書」を取得(ダウンロード)してください。

②申請から許可までの期間について

- ・旧市域の申請及び許可等の窓口は用地管理課になります。
- ・旧町域(佐土原・田野・高岡・清武)の申請及び許可等の窓口は総合支所建設課になります。
- ・用地管理課(総合支所建設課)で申請書に記入し申請することもできます。
- ・通常1週間～10日で許可書ができますが、占用予定地の状況確認や書類の不足等で10日以上かかることがあります。
- ・許可書の準備できましたら、用地管理課(総合支所建設課)から申請者へ許可書の受渡し等の連絡をします。

③占用料の算定について

- ・仮設足場(仮囲い)・朝顔の占用料単価は、1㎡あたり1ヶ月180円です。
(例) 占用面積10㎡、占用期間1ヶ月(10/10～11/9)の場合
 $180円 \times 占用面積10㎡ \times 占用期間1ヶ月 = 1,800円(占用料)$
- ・占用期間1ヶ月未満は、占用料に消費税が加算されます。
(例) 占用面積10㎡、占用期間1ヶ月未満(10/10～10/29の20日間)の場合
 $180円 \times 占用面積10㎡ \times 占用期間1ヶ月 = 1,800円 + 消費税(1,800円 \times 8\%) = 1,944円(占用料)$

④占用料の支払いについて

- ・用地管理課では、窓口で許可書より先に納付書をお渡ししますので、最寄の金融機関で納付書による占用料のお支払いを済ませたあと、窓口で許可書をお渡しています。

問い合わせ先

- ・宮崎市役所 用地管理課 TEL21-1805(直通)
- ・佐土原総合支所 建設課 TEL73-1189(直通)
- ・田野総合支所 建設課 TEL86-1115(直通)
- ・高岡総合支所 建設課 TEL82-1115(直通)
- ・清武総合支所 建設課 TEL85-1106(直通)

《許可基準》

- ◇仮設足場(仮囲い)出幅 0.6m以内
- ◇点字ブロック離隔 0.3m以上
- ◇朝顔設置高 歩道上2.5m以上・車道上4.7m以上

《記載例等》

・道路占用許可申請書(第1号様式)

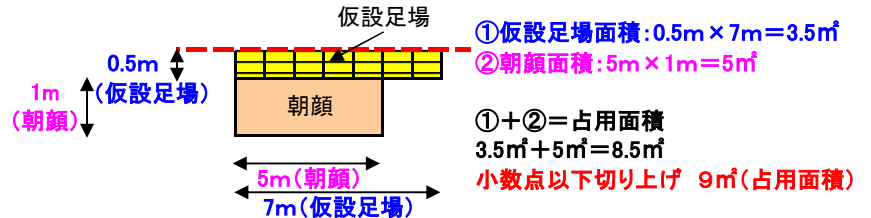
- ◇名称 仮設足場
- ◇規模 出幅0.5m 延長7m
- ◇数量 3.5㎡

・写真

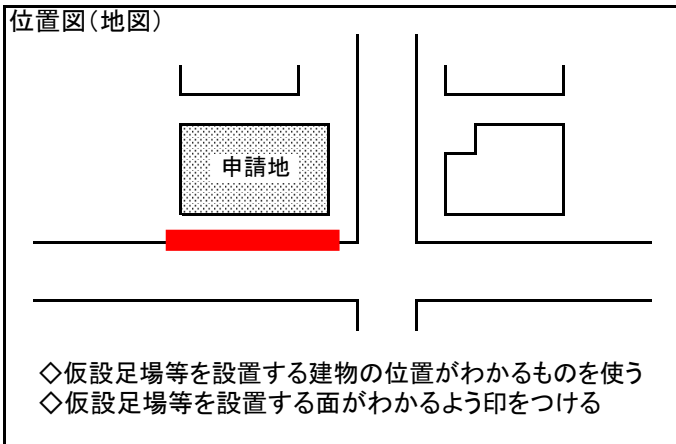
- ◇インターネット等で取得したものは使用できません。
- ◇占用場所及び道路状況がわかるよう正面及び側面(斜め)から撮影してください。
- ◇撮影した写真に仮設足場イメージ(概要)を図示してください。

・位置図・立面図・平面図・断面図(記載例)

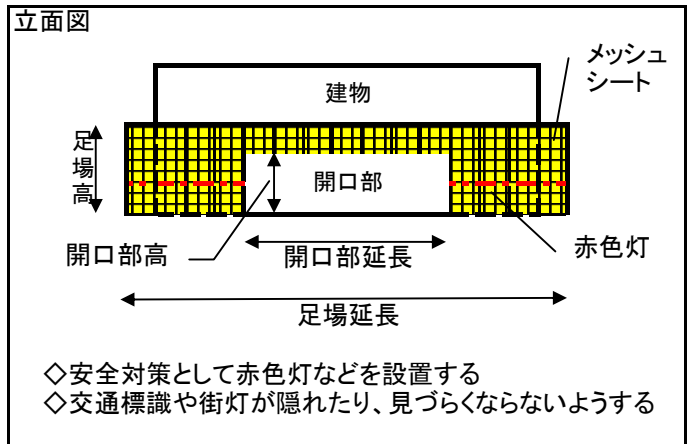
《占用面積算出例》



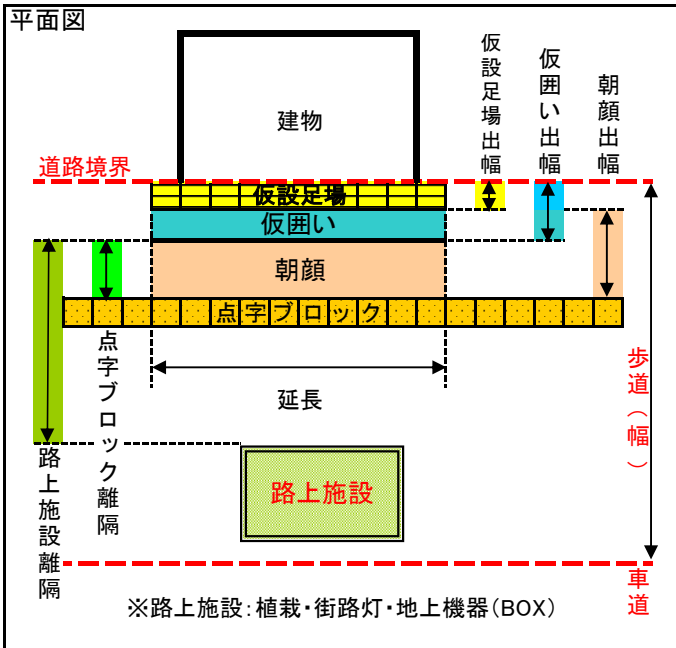
位置図(地図)



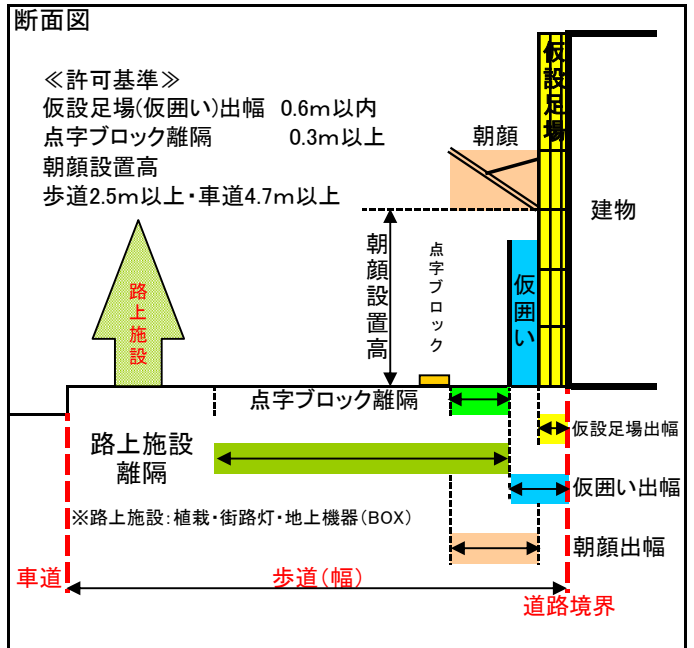
立面図



平面図



断面図



◇車道に仮設足場(仮囲い)・朝顔を設置する場合は車道幅を、歩道に仮設足場(仮囲い)・朝顔を設置する場合は歩道幅を記載してください。